【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成26年7月14日

【四半期会計期間】 第6期第2四半期(自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)

【会社名】 株式会社ファンドクリエーショングループ

 【英訳名】
 Fund Creation Group Co., Ltd.

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長
 田島 克洋

 【本店の所在の場所】
 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03-5212-5212

【事務連絡者氏名】取締役経営企画部長吉田 隆【最寄りの連絡場所】東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03-5212-5212

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 吉田 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期連結 累計期間	第6期 第2四半期連結 累計期間	第5期
会計期間	自平成24年 12月 1 日 至平成25年 5 月31日	自平成25年 12月 1 日 至平成26年 5 月31日	自平成24年 12月 1 日 至平成25年 11月30日
売上高(百万円)	449	1,764	745
経常利益(百万円)	50	246	24
四半期(当期)純利益(百万円)	50	241	22
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	72	229	55
純資産額(百万円)	1,277	1,508	1,261
総資産額(百万円)	2,741	1,903	2,741
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1.36	6.55	0.62
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	6.55	-
自己資本比率(%)	46.5	79.1	46.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	119	1,147	165
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2	35	0
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	18	1,141	27
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	831	742	773

回次	第5期 第2四半期連結 会計期間	第6期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 3月1日 至平成25年 5月31日	自平成26年 3月1日 至平成26年 5月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	2.46	6.42

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.販売用不動産の売却による売上高が、第5期第2四半期連結累計期間には162百万円、第6期第2四半期連結累計期間には1,363百万円、第5期には222百万円含まれております。
 - 4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について、第5期第2四半期連結累計期間及び第5期においては希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、新たなビジネスを立ち上げ、収益源の多様化を図ることが今後の取り組むべき課題であると考え、太陽光発電ファンド事業を新たに展開しております。なお、これに伴うセグメント情報の区分の変更等はありません。また、主要な連結子会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事項が発生しております。なお、文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(太陽光発電ファンド事業に関するリスク)

太陽光発電ファンド事業は、政府による再生可能エネルギー法及び関連法制度等の法的規制を受けていることから、政府の諸事情によりこれらの法制度が変更され、固定買取価格制度等が変更された場合、当社グループが管理するファンドの組成・運営に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成25年12月1日~平成26年5月31日)における国内経済は、政府による経済政策 及び日本銀行による金融緩和政策や各種経済政策を受けて、企業業績の向上や個人消費の改善が見られ、デフレ脱 却へ向け着実に前進し、緩やかながら景気回復を続けています。

当社グループの主要事業である不動産業界では、金融緩和による良好な資金調達環境を背景に不動産の取引は活性化し、また、多くのJ-REITが公募増資を実施する等不動産市場の回復はより鮮明になりつつあります。国内株式市場においては、日経平均が平成25年12月30日に高値を付けた後、調整が続いておりましたが、当第2四半期決算期末に向けて回復基調で推移しました。

こうした状況の下、アセットマネジメント事業におきましては、当第2四半期連結累計期間も引き続きファンド 運用資産残高、不動産等受託資産残高の増加に向けて営業力の強化を図り、積極的に営業活動を行って参りました。また、新たな不動産ファンドや投資家ニーズにあった証券ファンドの開発に努めて参りました。太陽光発電ファンド事業におきましては、第1号ファンドである「福岡川崎ソーラーファンド」を組成することができました。インベストメントバンク事業におきましては、販売用不動産物件の売却により、売却収益を計上することができました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は売上高1,764百万円(前年同四半期比292.4%増)、営業利益249百万円(前年同四半期比310.6%増)、経常利益246百万円(前年同四半期比391.9%増)、四半期純利益241百万円(前年同四半期比382.6%増)となりました。

<アセットマネジメント事業>

当第2四半期連結会計期間末において、当社グループが運用するファンド運用資産残高は152億円(一部円換算 US\$1.00 = 101.66円)、当社グループがアセットマネジメント業務を受託している不動産等の受託資産残高は201億円となりました。

不動産ファンドにつきましては、アセットマネジメントフィー及びファンド管理報酬等108百万円を計上いたしました。証券ファンドにつきましては、外国投資信託の管理報酬等58百万円を計上いたしました。また、太陽光発電ファンド事業では開発アレンジメントフィー等198百万円を計上いたしました。この結果、アセットマネジメント事業は、売上高365百万円(前年同四半期比208.4%増)、営業利益111百万円(前年同四半期の営業損失は16百万円)となりました。

<インベストメントバンク事業>

不動産投資等部門では、保有不動産の売却による収入1,363百万円及び不動産賃貸収入27百万円を計上いたしました。証券投資等部門では、金融商品仲介業務による手数料収入等6百万円を計上いたしました。この結果、インベストメントバンク事業においては、売上高1,398百万円(前年同四半期比322.5%増)、営業利益230百万円(前年同四半期比60.6%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は742百万円となり、前連結会計年度末と比較して30百万円の減少となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって増加した資金は、1,147百万円(前年同四半期は119百万円の減少)となりました。これは税金等調整前四半期純利益246百万円を計上したことに加え、たな卸資産減少820百万円等の資金増加要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって減少した資金は、35百万円(前年同四半期は2百万円の増加)となりました。これは主に短期 貸付金30百万円の発生等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって減少した資金は、1,141百万円(前年同四半期は18百万円の減少)となりました。これは主に短期借入金収入90百万円と1年内返済予定の長期借入金の返済による支出1,226百万円によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題 はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦力の現状と見通し

太陽光発電ファンド事業は基本的には大規模な設備を要する事業であり、事業初期に用地の確保や設備工事等が必要となるため、ファンド組成や金融機関等からの借入等による資金調達が重要になってまいります。今後、当社グループが、太陽光発電ファンド事業を拡大していくためには、投資家ニーズに合ったファンド開発と取引金融機関の開拓が益々重要になってくるものと判断しております。

(6)資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結累計期間において、販売用不動産の売却代金をもって、同物件取得に係る借入金の残高1,226百万円を返済しました。また、新たな販売用不動産の取得のため、90百万円を借入れました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	116,000,000	
計	116,000,000	

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年7月14日) (注)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	37,067,371	37,067,371	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であ り、単元株式数は100株であり ます。
計	37,067,371	37,067,371	-	-

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年7月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社ファンドクリエーショングループ第6回新株予約権

決議年月日	平成26年2月18日開催の取締役会
新株予約権の数(個)	2,810(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	281,000 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株につき100 (注) 2.
新株予約権の行使期間	自 平成29年 1 月10日 至 平成32年 3 月 4 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格100円 資本組入額(注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金100円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後
行使価額=調整前
行使価額×株式数*払込金額株式数+新規発行前の1株当たりの時価
既発行株式数 +新規発行株式数 +

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調 整を行うことができるものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端 数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から 増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件が満たされた場合に、本新株予約権を行使することがで きる。

- (a) 平成26年11月期及び平成27年11月期の当期純利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における当期純利益をいい、以下同様とする。)が 黒字の場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益の概念に重要な変更があった場 合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- (b) 当社株式が平成26年3月5日から平成28年3月4日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度も行使価額(但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。) に50%を乗じた価格(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)を下回らなかった場合

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または 従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が 認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権1個未満の行使をすることはできない。

- 5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但 し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分 割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれ か遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記4.に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

株式会社ファンドクリエーショングループ第7回新株予約権

決議年月日	平成26年 2 月18日開催の取締役会
新株予約権の数(個)	12,640(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,264,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株につき100 (注) 2 .
新株予約権の行使期間	自 平成26年4月1日 至 平成32年3月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格100円
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額(注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

- (注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率また。本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの
 - また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
 - 2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金100円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後
行使価額=調整前
行使価額×***

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端 数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から 増加する資本金の額を減じた額とする。

四半期報告書

4. 新株予約権の行使の条件

平成26年11月期及び平成27年11月期の当期純利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における当期純利益をいい、以下同様とする。)が 黒字の場合に、権利行使可能となる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益の概念 に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定 めるものとする。

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額(但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に20%を乗じた価格(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に80%を乗じた価格(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)で、上記の業績条件の達成の有無に拘らず、行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以 下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、 以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契 約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間
 - 上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれ か遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記4.に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年3月1日~ 平成26年5月31日	-	37,067,371	-	1,131	-	131

(6)【大株主の状況】

平成26年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
田島克洋	東京都港区	14,052,400	37.91
有限会社T's Holdings	東京都港区六本木一丁目9番18号	4,800,000	12.94
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	2,100,000	5.66
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番10号	818,600	2.20
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	797,600	2.15
江 平 文 茂	東京都世田谷区	550,000	1.48
大 塚 忠 彦	東京都港区	295,600	0.79
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	216,125	0.58
ノムラ インターナショナル ピーエル シー ロンドン セキュリティー レンディング (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4R 3AB, UNITED KINGDOM	166,400	0.44
南 公信	富山県富山市	165,000	0.44
計	-	23,961,725	64.64

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 127,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式36,939,200	369,392	-
単元未満株式	普通株式 671	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	37,067,371	-	-
総株主の議決権	-	369,392	-

【自己株式等】

平成26年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(相互保有株式) (株)ファンドクリエーション	東京都千代田区 麹町一丁目4番地	127,500	-	127,500	0.34
計	-	127,500	-	127,500	0.34

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年3月1日から平成26年5月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年12月1日から平成26年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成26年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	¹ 873	¹ 842
売掛金	27	17
未収入金	8	8
有価証券	¹ 139	¹ 172
営業投資有価証券	303	304
販売用不動産	¹ 1,016	¹ 189
立替金	113	98
短期貸付金	-	30
その他	1 27	1 23
貸倒引当金	1	_
流動資産合計	2,508	1,687
固定資産		,
有形固定資産	21	22
無形固定資産	0	:
投資その他の資産		
投資有価証券	108	88
その他	102	102
投資その他の資産合計	210	190
固定資産合計	232	216
資産合計	2,741	1,903
負債の部		
流動負債		
短期借入金	¹ 100	¹ 190
1年内返済予定の長期借入金	¹ 1,226	-
未払金	35	¹ 90
未払法人税等	6	2
預り金	33	19
前受収益	16	(
賞与引当金	-	30
その他	15	47
流動負債合計	1,433	380
固定負債		
その他	46	15
固定負債合計	46	15
負債合計	1,479	395

四半期報告書

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成26年 5 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,131	1,131
資本剰余金	609	617
利益剰余金	506	264
自己株式	15	7
株主資本合計	1,219	1,476
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42	28
為替換算調整勘定	0	0
その他の包括利益累計額合計	42	29
新株予約権	-	2
少数株主持分	0	0
純資産合計	1,261	1,508
負債純資産合計	2,741	1,903

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年5月31日)
売上高	449	1,764
売上原価	159	1,260
売上総利益	290	503
販売費及び一般管理費	1 229	¹ 254
営業利益	60	249
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	2
為替差益	1	-
その他	0	0
営業外収益合計	2	3
営業外費用		
支払利息	13	5
為替差損	-	0
その他	0	0
営業外費用合計	13	6
経常利益	50	246
税金等調整前四半期純利益	50	246
 法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	3	0
法人税等合計	0	3
少数株主損益調整前四半期純利益	49	243
少数株主利益又は少数株主損失()	0	1
四半期純利益	50	241

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年12月 1 日 至 平成26年 5 月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	49	243
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20	13
為替換算調整勘定	2	0
その他の包括利益合計	22	13
四半期包括利益	72	229
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	72	228
少数株主に係る四半期包括利益	0	1

(単位:百万円)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 (自 平成25年12月1日 至 平成25年5月31日) 至 平成26年5月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益 50 246 減価償却費 11 8 貸倒引当金の増減額(は減少) 1 20 賞与引当金の増減額(は減少) 6 受取利息及び受取配当金 0 2 支払利息 13 5 為替差損益(は益) 1 0 固定資産除却損 0 0 売上債権の増減額(は増加) 3 9 98 有価証券の増減額(は増加) 32 立替金の増減額(は増加) 15 営業投資有価証券の増減額(は増加) 4 0 たな卸資産の増減額(は増加) 4 820 前払費用の増減額(は増加) 3 0 未収入金の増減額(は増加) 12 1 9 未払消費税等の増減額(は減少) 29 5 未払金の増減額(は減少) 64 預り金の増減額(は減少) 14 その他 63 11 1,159 小計 98 利息及び配当金の受取額 0 2 利息の支払額 12 5 法人税等の支払額 8 13 法人税等の還付額 _ 4 営業活動によるキャッシュ・フロー 119 1,147 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 0 2 2 無形固定資産の取得による支出 投資有価証券の取得による支出 0 0 連結の範囲の変更を伴う匿名組合契約終了によ 3 る収入 短期貸付けによる支出 30 敷金の差入による支出 0 0 敷金の回収による収入 0 投資活動によるキャッシュ・フロー 2 35 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入金の純増減額(は減少) 90 1年内返済予定の長期借入金の返済による支出 18 1,226 新株予約権の発行による収入 2 自己株式の処分による収入 15 0 23 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー 18 1,141 現金及び現金同等物に係る換算差額 3 0 132 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 30

EDINET提出書類

株式会社ファンドクリエーショングループ(E22612)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年12月 1 日 至 平成26年 5 月31日)
現金及び現金同等物の期首残高	941	773
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	21	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 831	¹ 742

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理) 該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1.担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年5月31日)
現金及び預金	100百万円	100百万円
販売用不動産	1,006	172
有価証券	139	172
その他	4	4

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成26年 5 月31日)
短期借入金	100百万円	190百万円
1 年内返済予定の長期借入金	1,226	-
未払金	-	70

(四半期連結損益計算書関係)

1.販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年12月 1 日 至 平成26年 5 月31日)
給与手当		96百万円
賞与引当金繰入額	6	30
地代家賃	17	18
支払手数料	29	28

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)		当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年12月 1 日 至 平成26年 5 月31日)		
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半 借対照表に掲記されている科目の金額との (平成25年5月31日現在)関係		司等物の四半期末残 記されている科目の (平成26年5月3	金額との関係
現金及び預金勘定 931百万	5円	現金及び預金勘定 842百万円		842百万円
担保差入定期預金 10	0	担保差入定期預金 100		100
現金及び現金同等物 83	1百万円	現金及び現金同	司等物	742百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)

- 1. 配当に関する事項
- (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年12月1日 至 平成26年5月31日)

- 1. 配当に関する事項
- (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			
	アセットマネ	インベストメントバンク事業		合計
	ジメント事業 (百万円)	不動産投資等部門 (百万円)	証券投資等部門 (百万円)	(百万円)
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	118	223	107	449
計	118	223	107	449
セグメント利益又は損失 ()	16	56	87	127

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	127
セグメント間取引消去	19
全社費用(注)	86
四半期連結損益計算書の営業利益	60

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年12月1日 至 平成26年5月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			
	アセットマネ	ネ インベストメントバンク事業		合計
	ジメント事業 (百万円)	不動産投資等部門 (百万円)	証券投資等部門 (百万円)	(百万円)
売上高				
外部顧客への売上高	365	1,391	6	1,764
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	-	-	9
計	374	1,391	6	1,773
セグメント利益又は損失	111	275	45	342

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額 (百万円)
報告セグメント計	342
セグメント間取引消去	13
全社費用(注)	105
四半期連結損益計算書の営業利益	249

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年12月 1 日 至 平成26年 5 月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	1円36銭	6円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	50	241
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	50	241
普通株式の期中平均株式数(株)	36,789,871	36,872,289
(2)潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	6円55銭

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第2四半期連結累計期間において希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ファンドクリエーショングループ(E22612) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月11日

株式会社ファンドクリエーショングループ

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 川田 増三 印業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 藤本 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年3月1日から平成26年5月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年12月1日から平成26年5月31日まで) に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社の平成26年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。